

三重県下水道公社 植栽・除草業務共通仕様書

1 一般事項

1. 1 目的

この共通仕様書は、処理場、場外ポンプ場の植栽・除草業務に関する仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に実施し、良好な場内の環境維持を目的とする。

1. 2 適用範囲

契約書及び特記仕様書（図面を含む）以外は、本共通仕様書による。

なお、人材派遣センター等の業務委託については、適用しないものとする。

1. 3 受託者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な電気、水道等の光熱水料は、特記が有る場合に限り受託者の負担とする。

(2) 業務に必要な機械、資機材、消耗品等は、受託者の負担とする。

1. 4 業務管理計画

受託者は、業務の実施に先立ち次に掲げる事項について計画しなければならない。

(1) 受託内容を検討し受託期間における気候条件、利用条件、及び植物の生理生態特性をふまえた各管理作業の管理計画。

(2) 実施体制、実施要領（施工方法）、実施工程、安全管理、環境対策等業務を適正に実施するために必要な業務計画。

1. 5 提出書類

契約を締結したときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

① 契約（契約条項）締結に伴う書類の一切。

② 前項の計画書。

③ その他発注者が求める書類。

1. 6 業務の安全管理及び危険防止

(1) 業務の実施にあたり関係法令に従い安全衛生に関する管理を行わなければならない。

(2) 業務の実施にあたり常に整理整頓を行い、危険場所には、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めなければならない。

1. 7 業務の報告

業務が終了したときは、次に掲げるものを提出しなければならない。

① 業務写真（着手前、各工程、作業終了後）、資材検収写真

- ② 業務記録
- ③ 委託業務完成報告書
- ④ その他必要な書類（補植に伴う枯死補償等）

2 管理作業

2. 1 樹木管理工

2. 1. 1 剪定

剪定は、基本剪定、軽剪定とに区分され、樹木に応じた時期に適切に実施しなければならない。
剪定種別については、特記によるものとする。

① 基本剪定

基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするものであるので主に冬季剪定とする。特記がない場合は、自然形に仕立てるものとし、枯れ枝、平行枝、交差枝、懐枝、徒長枝、下がり枝、胴枝、やご等の剪定とする。

② 軽剪定

軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので主に夏季剪定とする。切詰め、枝透かし等の剪定とする。

松類等針葉樹については、特記による。特記がない場合は、もみあげ及び鋏刈りとする。

花木については、花芽分化時期を考慮し適正時期に行うものとする。

③ 支柱取り替え、撤去、結束直し

剪定対象となる樹木については、必要に応じ結束直しを行うものとし、支柱取り替え、撤去については、特記によるものとする。

④ 枯損木、支障木処理

枯損木、支障木処理は、特記による。ただし軽微なものについては、受託者において行わなければならない。

2. 1. 2 刈込み

特記がない場合は、総刈りとし低刈込み（寄せ植え）及び生垣刈込みの刈り込みとする。

2. 1. 3 収集及び処分

剪定及び刈り込みによる発生材は、速やかに収集し場外処理・処分しなければならない。

2. 1. 4 施肥

施肥は、元肥とし12～2月、追肥は、4～6月及び9月に行うものとする。花木類は落花後・花芽分化前に施すものとする。ただし、施肥時期及び施肥回数は、特記による。

① 肥料及び施肥量

肥料は、一般的に固形、粒状、棒状の複合肥料とし肥料種別及び施肥量は、特記による。

② 施肥法

高木施肥は、輪肥、車肥、壺肥等の方法とする。樹木周辺の掘削が不可能な場合は、棒状肥料

の打ち込みとする。

低木施肥は、原則高木施肥に準ずる。寄せ植え、生け垣箇所については、特記のない場合は、粒状肥料を均一に散布とする。肥料種別及び施肥量は、特記による。

2. 1. 5 病虫害防除

① 使用薬剤

特記による。

② 時期及び回数

特記に定められた回数で最も防除効果が出る時期に実施するものとする。

③ 防除の方法

防除の方法については、薬剤散布及び剪定・切除、捕殺・誘殺があるがその業務は、特記による。ただし、軽微な剪定・切除については、薬剤散布作業に含まれるものとする。

薬剤散布による基本的作業事項は、次のとおりとする。

- ・薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規呼びメーカーで定められている使用安全基準・使用方法を遵守しなければならない。また、散布実施日は、公社と協議しなければならない。
- ・散布量は、指定の濃度に希釈されたものを、枝葉の表裏両面にむらなく均一に散布しなければならない。
- ・雨模様、日照り続き、強風時等は、原則として実施しないものとする。
- ・必要に応じ作業範囲を明確にし立ち入りの禁止措置を講じなければならない。

2. 1. 6 除草

植栽樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所並びに低木類の密植部については、除草を行うものとする。対象範囲及び除草発生材処理法は、特記による。対象範囲について特記がない場合で植栽樹木の周辺を除草するものとし、樹木を中心に半径0.5mの範囲とする。

除草法は、特記がない場合は、除根除草とする。

2. 1. 7 補植

(1) 植栽工は、三重県公共工事共通仕様書による。

補植樹木種・樹木規格、元肥、客土、土壌改良、支柱等については、特記による。

(2) 樹木補償

①受託者は、植栽した樹木及び地被類が、業務完了後1年以内に植栽した状態で枯死あるいは、形姿不良となった場合、当初植栽した樹木及び地被類と同等以上の規格品に植替えなければならない。なお、植付時期については、公社と協議して決めるものとする。

②樹木及び地被類の枯死又は形姿不良の判定は、三重県公共工事共通仕様書の判定基準による。

2. 2 芝生管理工

芝刈り、施肥、除草、病虫害防除、目土掛け、エアレーション、ブラッシング等の作業とし、その作業種別及び範囲は、特記による。

2. 2. 1 芝刈り

① 時期及び回数

特記による。

② 刈込高

特記による。特記のない場合は、春季芽出時は、成長点近くまでの低い刈り込みとし成長期間は、2～3cmの刈込高さとする。

③ 刈り込みの方法

刈り込みは、原則芝刈り機を使用し、極小面積あるいは機械使用が不可能な場合は、補助的に手刈りを行うものとする。芝生地内にある樹木、草花、施設等に損傷が生じないように注意し、刈りむら・刈り残しのないよう均一に行うものとする。なお、樹木、草花、施設等に損傷が生じた場合は、受託者が無償で復旧するものとする。

刈り込みにより生じた発生材は、速やかに収集し適切に場外処理・処分しなければならない。

2. 2. 2 施肥

① 施肥の時期・回数・施肥量

特記による。

② 施肥方法

- ・原則肥料散布機による散布とし、所定の施肥量を均一に散布するものとする。
- ・降雨直後等又は著しく乾燥しているとき並びに芝刈り及び除草作業の前には、行わないものとする。

2. 2. 3 除草

除草には、人力、薬剤除草があるがその対象範囲等は、特記による。

(1) 人力除草

- ① 原則抜根除草とする。
- ② 時期、回数は、特記による。

(2) 薬剤除草

① 除草剤、散布量、散布時期、散布回数

特記による。

② 散布方法

動力噴霧機または小型噴霧器により所定の量を均一に散布するものとし、また保全しようとする植物への薬害に留意しなければならない。

薬剤散布作業者は、薬剤散布に関する知識及び経験を有している者でなければならないものとする。

2. 2. 4 目土掛け

目土掛けの時期、回数、目土量は、特記による。

2. 2. 5 病虫害防除

特記による。特記のない場合は、原則として病虫害防除は行わないものとする。

2. 2. 6 エアレーション及びブラッシング

特記による。

2. 2. 7 芝生張替補修

特記による。

2. 3 草地管理工

処理場内草地は、半自然草地であるので、主に美観の維持、防犯、防災のための草地管理とする。

主な管理作業としては、草刈り、除草とする。

2. 3. 1 草刈り

① 草刈りの時期・回数・草刈り高

特記による。草刈り高については、特記のない場合は、5 cm 以下とする。

② 草刈り方法

草刈りは、主に機械刈りとする。機械種別は、状況を判断し適切に選択し安全作業に努めなければならない。手刈りは、機械刈りの補助として行うものとする。

刈り取った草は、速やかに適切に処理しなければならない。

2. 3. 2 除草

① 人力除草 「芝生管理工 2. 2. 3」に準ずる。

② 薬剤除草 「芝生管理工 2. 2. 3」に準ずる。

2. 4 草花管理工

特記による。

附則 この共通仕様書は、平成13年2月5日より適用する。